

【研究論文】

ダイバーシティ・マネジメントと多文化共創

—多様性が求められる時代—

郭 潔 蓉

要 旨

日本におけるここ 20 年間の在留外国人の傾向をみると、その数が急増しているだけでなく、ルーツの多様化が目立つようになった。1990 年の入管法改正から日系人をはじめとする多様な国籍をもつ長期滞在者が増え、日本においても「多文化共生」という言葉が世の中に浸透し、人々の関心も高まった。しかし、日本社会が多文化化するにつれて多文化共生活動は一層複雑な課題を抱えるようになってきた。特に住居、教育、医療といった側面において、外国人居住者との共生活動を行ううえで、課題を抱えている自治体は少なくない。地域における多文化共生活動を推進するには、行政と日本人住民と外国人居住者の三者による「共創」が不可欠である。本論文では、日本における多文化共生の過程をダイバーシティ・マネジメントの視点から分析し、多文化社会における課題を明らかにしている。また、静岡県磐田市南御厨地区での多文化共生活動の成功事例を用いて、多文化共創の必要性を解明することを目的とする。

キーワード

多文化共生、 多文化共創、 ダイバーシティ・マネジメント

ABSTRACT

When we look into the tendency of the resident aliens in past 20 years in Japan, we will notice the features of its rapid growth, and the diversification of nationalities. Since the Immigration Control and Refugee Recognition Act had been revised in 1990, long-term residents with various nationalities have been increased. Now, the term of "multicultural symbiosis" has become prevalent in Japan. However, the more multicultural the Japanese society has become, the more difficult multicultural symbiosis can be achieved. There are many local governments having problems in working on multicultural symbiosis with the foreign residents, such as housing, education, and medical care problems in particular. To promote the activities of multicultural symbiosis, the local governments, both Japanese and foreign residents need to work together.

This paper explored the process of multicultural symbiosis in Japan from a viewpoint of the diversity management paradigm. The study also revealed the problems in the Japanese multicultural society. In addition, based on the successful case of the multicultural symbiosis activity in Iwata-city, the analysis aimed at to elucidate the necessity of the multicultural synergy.

KEYWORDS

Multicultural symbiosis, Multicultural Synergy,
Diversity Management

はじめに

「グローバリズム」なのか、或いは「ナショナリズム」なのか。2016年6月23日に行われた国民投票によるイギリスの欧州連合からの離脱は、私たちに「グローバル化」への反動による民衆の底力と多民族による連合体の結束の弱さといった「グローバリズム」の負の側面を突き付けた。

今回のイギリス国民の決断に対し、世界各国は一定の理解を示しながらも、その代償の大きさに苛まれている。また、メディアや SNS に氾濫する世論は、一様に批判的であることは言うまでもない。開国型政策による経済成長の限界ではないのか、ないしは中高年層によるナショナリズムへのノスタルジアではないのか、などといった様々な批判の声が此処彼処から聞こえてくる。かつて世界中に植民地と称する領土を広げ、世界史上最大の面積を誇った歴史をもつイギリス固有のプライドが今回の決断の後押しになっていると言われているが、しかし、その一方で近年増加の一途を辿っている「移民」に対する国民の不満の蓄積も大きな要因となっていることを押さえておく必要がある。むしろ、後者の要因の方が、多民族の結束を推し進めてきた EU の欧州統合政策にとっては、大きな打撃となったに違いない。

日本にとっても、イギリス社会における移民問題は、決して対岸の火事ではないことを私たちは認識しなければならない。欧米諸国に比べると、日本における外国人居住者の割合は、まだ相対的に低い。しかし、ここ 20 年間の傾向をみると、居住外国人の数は確実に増加をしており、その国籍やルーツも多様化が進んでいる。また、東京をはじめとする国内の複数の市町村では、外国人が集住するといった事象もみられるようになった。そして、外国人が集住すると、必ずと言ってよいほど、住居や教育、医療といった各方面での問題が顕在化する。そのうえ、こうした問題に対して、多くの市町村では行政の対応が追い付かないのが実情である。

しかし、あらゆる資源が地球規模で流動している今日において、グローバル化の波を止めることは非常に難しい。現に EU の離脱を決定したイギリスでは、既に様々な経済的打撃に懊悩している。それどころか、EU 残留を希望するスコットランドや北アイルランドとの足踏みが揃わず、イギリス国内の分裂をも引き起こす事態にまで発展してしまっている。今回のイギリスの国民投票においては、グローバル化の負の側面ばかりが強調されているが、多かれ少なかれ、世界の至る所で人々はグローバル化の恩恵に与っているのである。

では、私たちはイギリスの国民投票がもたらした EU 離脱という事態から何を学ぶべきなのだろうか。今回の出来事によって、様々な国において展開されてきた多文化共生政策（社会統合政

策)を見直すきっかけとなったが、日本においても例外ではない。なぜ多文化共生が必要なのか、その方向性は正しいのか、その見直しを私たちは迫られているのかもしれない。よって本論文では、日本社会における多文化共生の課題を明らかにすると同時に、「ダイバーシティ・マネジメント」というフィルターを通して、日本型多文化社会のマネジメントのあり方について論じてみたい。

1. グローバル化とヒトの移動

米ソ冷戦が終結し、自由貿易圏の拡大に沿ってヒト・モノ・カネ・情報が地球規模で移動するようになり、再び「グローバル化」という言葉が世界的に注目をされるようになったのは、1990年代に入ってからのことであった。以来、グローバル化の深化は、多くの人々に市場の拡大と国際化をもたらしたのと引き換えに、あらゆる分野における多様化への対応を求めるようになった。そうした動きに応えるかのように、ヒト・モノ・カネ・情報の国境を越えた移動は今日も加速の一途を辿っている。中でも、ヒトの移動の国際的流動化は、様々な地域、国、組織に多大な影響を及ぼしている。

ヒトの移動において、近年最も関心を集めているのは、「労働者」と「難民」の移動である。前者の労働者の移動においては、戦略的高度人材の確保や労働力の不足を補うための外国人労働者の受入れといった国家の政策による動きと、より良い職や収入を求める出稼ぎ的労働人口の移動が主な潮流である。後者の難民の移動においては、シリアなどにみられる内戦や民族紛争、政治的迫害、人種差別、伝染病、自然災害等などによって困難に落ち入り、人道的庇護を必要としている人々の移動である。移動の要因は大きく異なるが、どちらのヒトの移動も、受入れ国や地域に何かしらの社会的インパクトを与えることは言うまでもない。そして、そのインパクトは必ず正と負の両側面を持ち合わせる。それゆえ、ヒトの流出入による社会環境の変化が複雑な問題を引き起こしている国や地域は少なくない。イギリスの欧州連合離脱の是非を問う国民投票において、イギリス国民がEU離脱を選択したのも、ヒトの移動による負の側面の現れにほかならない。

グローバル化が進み、ヒトの移動が活発化すると、必ずと言って良いほど問題になるのが移民の増加による脅威である。海に囲まれた地理的条件をもつ日本とは比較にならないほど、陸続きに国境をもつ国々にとって、その脅威は計り知れない。その脅威の中で最も懸念されるのが、移民の量的な増加である。異なる文化と宗教をもつ移民が量的に増加するということは、自国の中の国民とは異質の民族が新たなコミュニティを築くということにつながっていく。移民たちは単に固有の文化と宗教を維持して生活をしているに過ぎないが、そのコミュニティが増大すればするほど、勢力は徐々に拡大し、やがて移民先の国を脅かす存在へと成長してしまうのである。また、移民の質的多様化も大きな脅威となる。同質の固有文化と宗教を共有する民族の共存は、教

育や行政サービスといった社会生活のあらゆる面において一元管理がしやすいが、異質の文化と宗教をもつ移民グループが数多く一つの社会に共存するのは容易なことではない。複数言語や文化、宗教の乱立は、一つの社会における共同生活と遂行する上で、多くのコストを要するからである。移民グループの数が増えれば増えるほど、価値観も多様化し、共通の社会価値を作り出すことが困難となるため、社会的混乱を引き起こしやすくなる。加えて、社会格差の大きい移民の増加も脅威の大きな要因となり得る。先進国においては、これまでも労働集約的な職業を担う人材として移民を受け入れてきたが、一つの社会において教育や収入、生活といった基本的な社会活動において、レベルの格差が大きい社会ほど、多くの不安定要因を抱えることになる。底辺に置かれている民衆はやがて不公平な扱いに対して不満を募らせるようになり、反社会的な行動を取るようになる。それがやがて暴動やテロ行為といった暴力につながっていく危険性を孕んでいるのである。それが民族間による格差となると、事態はより複雑化し、深刻化する傾向が強い。

こうしたリスクは、移民の割合が高い欧米先進諸国が既に経験してきたことである。現に移民を排斥しようとする運動は、欧米先進国各地で既に起きており、多くの国が火種を抱えている状況にある。こうしてみると、イギリスの国民投票は氷山の一角に過ぎない。しかし、それでもなお、多くのEU諸国が離脱をして来なかったのは、欧州統合にそれ以上のメリットを感じていたからに相違ない。渦中のイギリスにおいても、国民投票が出した結論に対して、投票後も高学歴者層や若年層をはじめとする国民からの投票やり直しを求める声が絶えない。

振り返ってみると、EUは域内の自由化をあらゆる分野において尚早に推し進めてしまったのかもしれない。多文化共生は、多民族国家においても、短期間で遂行できるものではない。殊にヒトの移動に関しては、もっと慎重に段階的に自由化を進めていく必要があったのではないだろうか。今回のイギリス国民の「ナショナリズム」を重視した決断は、国境審査を廃止する「シェンゲン協定」を再考する良い機会になるのではないだろうか。

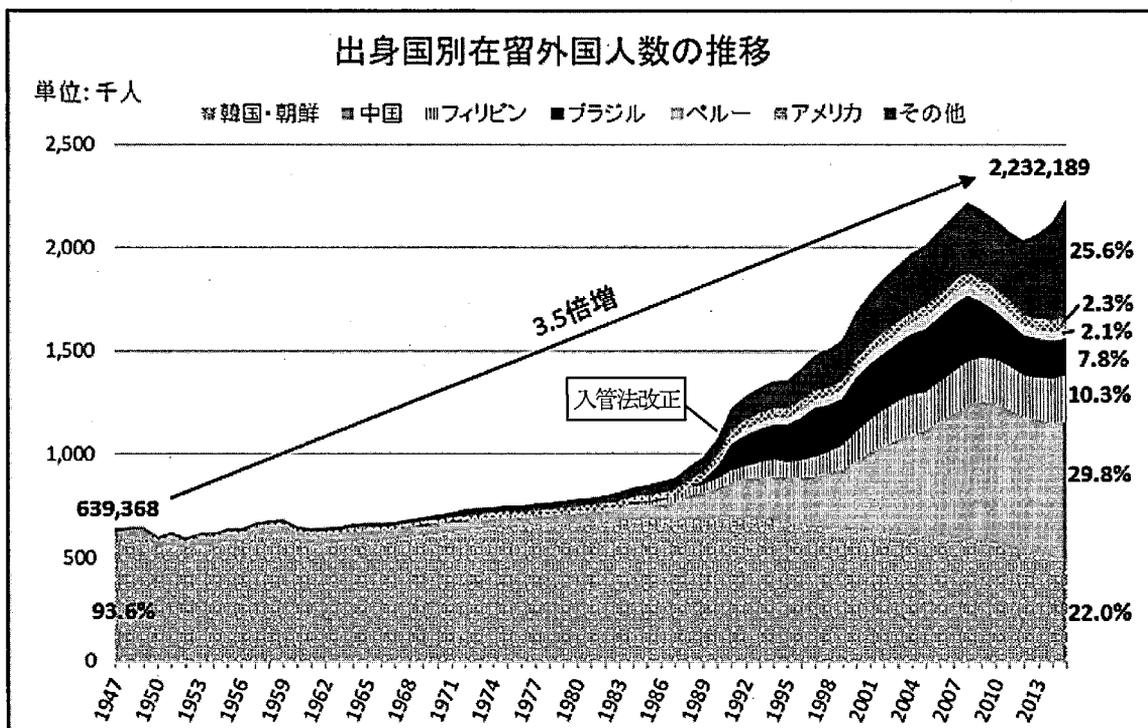
2. 日本社会の多文化化

今回のような「EU離脱」という衝撃的な出来事を目の当たりにすると、理想的な多文化共生を実践できている国や地域は、実際のところ存在しないのではないかという偏狭な考え方に陥ってしまいそうである。では、多文化共生は、現実問題として実現できるのだろうか。まずは、ここで日本における多文化共生社会の考え方を明らかにしておきたい。総務省の『多文化共生の推進に関する研究会報告書』[総務省, 2006]では、地域における多文化共生を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」とであると定義されている。つまり、日本の多文化共生の取り組みは、同じ地域社会で生活を共にする外国人と対等な立場でお互いの文化的違いを認め合うことを基本としていることになる。このような報告書がまとめられた背景には、2005年のロンドン同

時多発テロやフランスの移民暴動の発生が大きく影響しているのではないかと山脇は述べている。[経団連 経済政策本部, 2015.11.26] 日本における在留外国人数は2015年12月末現在で223万2,189人であり、戦前から移住してきている特別永住者を含め、国民総人口のわずか1.7%に過ぎない^④。しかし、小さな割合であったとしても、外国人を日本社会から疎外することは、後に欧州諸国における移民たちの反乱のように、反社会的行動につながるリスクがあることは、誰の目にも明らかなことである。日本政府がこうしたリスクを懸念し、欧州における移民に関わる事件に敏感に反応したのは、順当な対応であったといえる。

また、政府が本格的に多文化共生政策（社会統合政策）に乗り出したのには、もう一つ重要な要因がある。この20年の間、日本に居住する外国人の構成が大きく変化をしたためである。日本における在留外国人の構成を時系列で追ってみると、1980年代までは日本に在住する外国人の大部分は韓国・朝鮮籍が占めていたが、1990年前後を境にそのルーツが急激に多様化していることがわかる（図表1を参照）。在留外国人のルーツの多様化に拍車をかけているのは、外国人居住者そのものの量的な増加である。この事象に関しては、1990年の出入国管理及び難民認定法（通称：入管法）の改正が大きく影響している。入管法の改訂により、「日系人」と呼ばれる南米移住者の子孫とその家族（配偶者と実子）に対して、「定住者」という活動の制限を設けない新たな資格を付与することとしたため、多くの南米出身の日系人が在留外国人として日本に長期滞在をするようになった。

2015年末現在、在留外国人で最も大きな割合を占めているのは中国籍であるが、ここ5～6年の間は増加していない。代わって、近年はベトナム籍とネパール籍が増加しており、今後もその



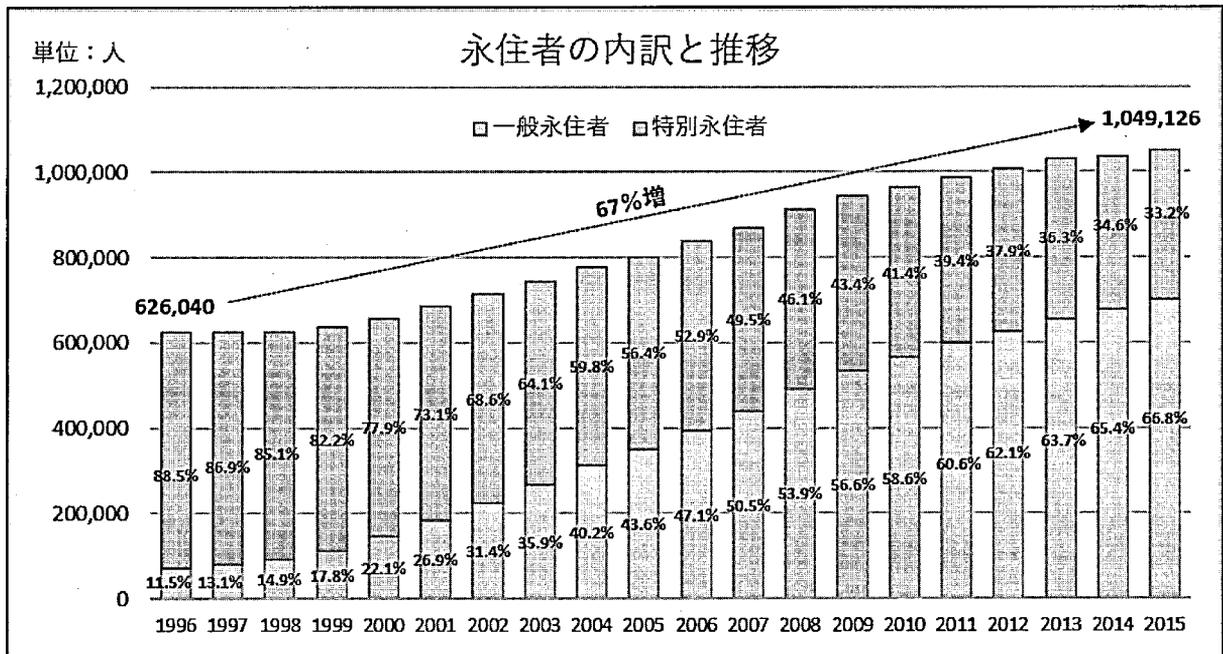
図表1) 出身国別在留外国人の推移

出典：「在留外国人統計」（旧「登録外国人統計」）法務省入国管理局、筆者作成

傾向は続く予測されている。フィリピン籍とアメリカ籍は、リーマンショック後に一時期減少傾向にあったが、ここ数年間は回復傾向にある。また、南米系のブラジル籍とペルー籍は、2008年のリーマンショック後の減少も一段落し、やや減少傾向ではあるが、今後それほど大きな変化はないと考えられる。さらに数年経過した後は、図表1のグラフの上位出身国は、現在と入れ替わっているかもしれない。

在留外国人のルーツが多様化する一方で、韓国・朝鮮籍の減少が目立っているのも注目すべき点である。少し前に一世を風靡した韓流ブームが一段落したこともあり、韓国籍の在留者数が減少傾向にあることも一つの背景ではあるが、それ以上に韓国・朝鮮籍の特別永住者の割合が大きく減少してきているのが大きな要因となっている(図表2を参照)。特別永住者とは、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(通称:入管特例法)により、戦前から日本に在留している在日韓国人・朝鮮人・台湾人の法的地位の安定化を図るために設置された在留資格である²⁾。1990年代までは、こうした「オールドカマー」と呼ばれる特別永住者が在留外国人の8割以上を占めていたが、2015年現在では、その割合は33.2%へ大きく減少している。その理由としては、高齢化による死亡の数が増えていることと、若い世代の日本国籍への帰化が増えているといった背景がある。

特別永住者は、国籍は日本人ではないが、日本生まれの日本育ちであり、中には日本から出たことのない人たちも多くいる。つまり、外国籍ではあるが、いわゆる「ニューカマー」の在留外国人とは日本社会における立場が大きく異なる。彼らは、何代にも亘って日本に定住し、加えて



図表2) 日本における外国人永住者の内訳と推移

出典：「在留外国人統計」(旧「登録外国人統計」)法務省入国管理局、筆者作成

日本語を日本人と同じように流暢に使いこなし、さらに日本の文化を十分に理解し、日本社会に溶け込んで生活を営んでいる点というにおいて、日本社会が支払うコストや社会混乱を引き起こすリスクは非常に少ない。つまり、1990年代までは、日本社会における本当の意味での居住外国人は、ほんの少数であったことがわかる。裏を返すと、特別永住者の割合が減少した分だけ、日本社会には「ニューカマー」の外国人が増えていることになる。それは同時に、日本社会が抱えているリスクや負担が大きくなっているとも捉えられる。

こうした「ニューカマー」の在留外国人の増加は、各地で様々な課題を生み出している。中でも最も多いのが住居問題である。日本では、民間の賃借物件を借りる際に連帯保証人を必要とするケースが多いが、外国人の場合は探すことが非常に困難である。最近では、賃貸債務保証会社との契約により、保証人が不要となる場合が増えてきてはいるが、その分費用が高くなってしまおうといったデメリットもある。また、外国人というだけで断られてしまうといった「入居差別」も数多く起きている。

加えて、問題となるのが子ども達の教育である。日本では、小学課程と中学課程は無償で教育を受けることが可能であるが、日本語の基礎知識が無い外国人の子ども達には難易度が高く、学習に付いて行けずに途中から不登校になったり、或いは、親が日本語を十分に理解できず、役所からの入学通知を見逃ごしてしまい、不就学となったりするケースも少なくない。気が付いた時には、日本語も母語も限られた範囲でしか運用できない状況に陥ってしまうこともある。外国人が集住している地域では、行政が日本語学習支援を行ったり、日本語が理解できない親のために通訳を派遣したりといったサービスを行っている。しかし、それだけでは、子ども達の学習を十分にバックアップすることは難しいのが現状である。そうした地域では、ボランティア団体の学習支援に頼っているところも少なくない。

また、医療現場でもしばしば混乱が生じている。在留外国人のルーツの多様化は、様々な機関において多言語対応を必要とする。特に命を預かる医療機関では、多言語対応が可能な施設が非常に少ない。医療通訳を置いている医療機関でも、外国人患者の対応には慎重な姿勢を崩さないところがほとんどである。

このように、在留外国人のルーツの多様化は、受け入れ側の地域にとっては、担う負担やリスクが少なくない。それでも、外国人居住者との共生を上手く図っている地域も存在する。このような市区町村では、外国人居住者の存在を含め、町組織全体の多様性を受容する姿勢がみられるのが大きな特徴である。次項では、そうした町組織の取り組みをダイバーシティ・マネジメントという観点から分析を行い、多様性を受容するとはどのようなことなのかを掘り下げてみたい。

3. 多文化社会におけるダイバーシティ・マネジメントの変遷

ダイバーシティ・マネジメントという言葉は、元来企業組織における多様な人材資源の多様

性を十分に活かすという考えの下に提唱され始めたものである。その考え方は、社会的弱者（マイノリティ）に対するアファーマティブ・アクションに基づいている。また、企業組織における多様性とは、主に女性やLGBTといった性別、障害、人種、宗教といった要素が含まれており、それぞれの要素に対する差別を最小限に抑え、多様性を活かす組織にすることを目的としているのである。ダイバーシティ・マネジメントの多様性を活かす考え方は、企業組織だけでなく、社会組織の運営にも相通ずる部分が多く、特に多文化社会のマネジメントに応用できる点が多く見受けられる。

谷口によると広義のダイバーシティ・マネジメントとは、「抵抗」、「同化」、「分離」、「統合」の四つのパラダイムを全て含む活動のことを指す [谷口真美, 2013]。この四つのパラダイムに対する企業行動は、第一ステージの「抵抗」において「違いを拒否する。抵抗的。」、第二ステージの「同化」において「違いを同化させる。違いを無視する。防衛的。」、第三ステージの「分離」において「違いを認める。適応的。」、第四ステージの「統合」において「違いをいかに。競争優位性につなげる。戦略的。」 [谷口真美, 2013] といった変遷がみられるとの見解を谷口は示している。

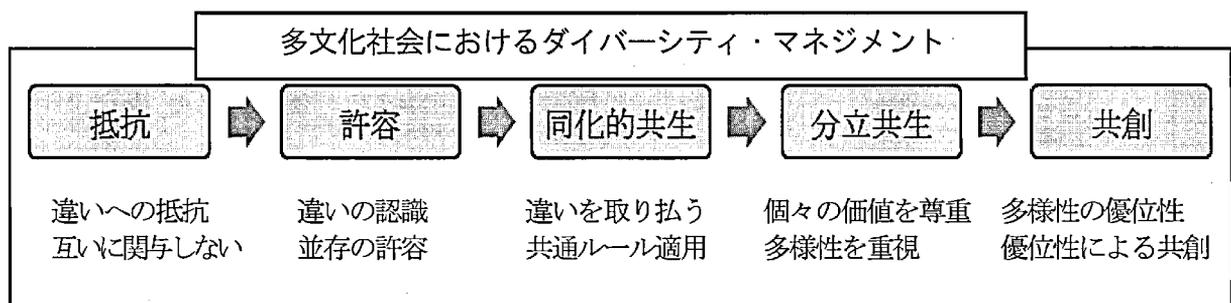
谷口の企業行動を応用し、ダイバーシティ・マネジメントというフィルターをから日本型多文化共生のパラダイムの変遷をみると、五段階に亘って変化をしてきていると言えるのではないだろうか (図表3を参照)。

第一段階の「抵抗」では、違いへの嫌悪感、または違和感を顕示する人々の抵抗が社会全体に広がる状況にある。多様性という認識はなく、互いに違いがあることを受け入れない。出来れば、異なる文化には触れず、関与しない姿勢を取るといった特徴がある。

第二段階の「許容」では、お互いの存在を認識しはじめる。お互いの違いは認めるが、嫌悪感を顕示するほどの隔たりはない。しかし、お互いが積極的に交流することは無く、同じ社会にただ並存することを許容するだけである。

第三段階の「同化的共生」では、異なる文化の壁を取り払い、違いを同化して共生を図ろうとする状況である。異なる文化グループに同一言語による教育、共通した社会ルールを適用するといった同化的共生を行う。多様性は重視されず、保護主義的な政策を取る。

第四段階の「分立共生」では、お互いの違いを尊重し合い、個々の言語や文化の価値を認め合



図表3：多文化社会におけるダイバーシティ・マネジメントの変遷、筆者作成

う段階である。無理に共通認識を適用せず、多様性を重視する。お互いが違って、お互いに良いとする考え方で、個々の違いに優劣を付けない共生の仕方を指す。

第五段階の「共創」では、多様性の優位性を活かす戦略的な取り組みを行う段階を指す。お互いの優位性を活用して、より付加価値の高い活動につなげる行動を起こす。単にお互いの良さを認めて共生し合うのではなく、双方に利益のある共に幸福を感じられる社会を創ることを意味する。

日本における多文化共生社会は、アイヌ民族や琉球民族、在日韓国・朝鮮人との共生のあり方において、多くの時間と葛藤を費やし、「分立共生」の段階まで到達してきたと言えるのではないだろうか。勿論、異文化に対する偏見や差別が完全に取り払われたわけではない。未だ、外国人学校のステータスは各種学校の分類であり、雇用においても外国人が日本人と完全に均等な機会を得られているという保障もないのが現状である。しかしながら、その一方で、外国人生徒への母語保持教育の取り組みを公立学校で行ったり、一定の学力を得られる外国人学校に対しては、高校相当とみなし、卒業者と卒業見込者に対して大学入試受験資格を与えたりと、日本の多文化共生社会は少しずつ進歩をしていることは間違いない。多様性を重視するとはどんなことなのか、多様性における優位性を見出すとはどんなことなのか、日本型多文化社会は、今その実力を試されているのかもしれない。

4. 多文化共創の時代へ

多文化共生社会は英語表記をすると「Multicultural Symbiotic Societies」となる。この中の「Symbiotic」の名詞形は「Symbiosis」で、直訳すると「相利共生」、つまり、生物学上では異なる種類の生物がお互いに何らかの利益を交換し合う共存生活のことを言う。しかし、人間の社会では単に利益を交換し合うだけでは、多文化共生社会を形成することが出来ない。共に暮らす在留外国人と共に考え、共に創り上げていくこと、つまり多文化共創「Multicultural Synergy」が重要なのではないだろうか。

実際に在留外国人との共創社会をつくることを実践している自治体がある。静岡県磐田市南御厨地区の多文化共生活動は、自治会として初めて総務省による2006年度の「地域づくり総務大臣表彰（国際化部門）」を受賞した。磐田市南御厨地区は、全住民1400世帯（約4000人）のうち、わずか数年の間に外国人住民（ブラジル人が8割を占める）がその2割以上を占めるようになった町である。金塚の調査研究によると、同地区は外国人住民の急増により、深夜に至るまでの騒音や散乱するゴミの問題、日本語でのコミュニケーションが困難であるといった問題が生じたことから、外国人排斥言動まで発生し、大混乱に陥った経験をもつという。こうした絶望的な危機から町を救ったのは、強いリーダーシップをもつ地区長・杉田氏のバイタリティと地区内の「自治会サポート委員」と呼ばれる4名の外国人通訳サポーター（ボランティア）の連携による

多文化共創であった。具体的な成果として、域内研修によるゴミ出しのルールの徹底、集会所に外国人児童のための補習センターの開設、日本人の子どもとブラジル人の子どもたちが交流できる多文化センターの開設を立て続けに行った。こうして地域住民と外国人住民の顔の見える関係を築くことで、日本人と外国人の区別なく、住民が地域行事に参加する地域文化を作り上げた。[金塚基, 2016] 日本人地域住民と新たに加わった外国人住民が互いに価値を認め合って協働した結果が表彰につながったこの取組みは、まさに真の多文化共創ではないだろうか。今回は小さな地区における限られた規模での取組みであったことが功を奏していることは間違えないが、何よりもリーダーが明確に地域にとっての共通利益は何なのかを理解し、それを地域住民にきちんと伝え、共通の目的と認識を共有して活動に取り組めたことが一番の成功要因ではないかと思われる。

しかし、こうした取組みは、地方自治体に委ねるだけでなく、政府も積極的に関わっていくことが望ましいのは言うまでもない。それでもなお、政府の見解としては、移民政策は無いものとしている。日本社会においては、日本人と外国人が二元的存在するだけであって、未だ移民というカテゴリーは存在しない。また、日本における外国人政策は、大きく分けて二つに分類される。一つは外国人の出入国管理政策であり、もう一つは在留外国人との日本社会における共生を考える多文化共生政策である。しかし、外国人の出入国管理政策は法務省入国管理局の所管であり、他省庁は関与していない。また、多文化共生政策も在留外国人が居住する各自治体に委ねられており、管轄省庁が定まっておらず、各自治体が中央政府と連携して取り組むことも稀である。在留外国人数が増加し、そのルーツも多様化するなか、如何にして日本人と在留外国人の双方にとって利益のある多文化社会を共に創り上げるかが大切ではないだろうか。

今回の磐田市南御厨地区の取組みは、多文化共創社会の実践において、ほんの一例に過ぎない。真の多文化共創社会は、外国人と日本人、または行政と民間が手を取り合うというだけでは実践できない。最も重要なのは、性別や人種、民族や障がいといった隔たりを超えて、全ての人々にとって、利益のある、価値のある社会を共に創り上げることが、真の多文化共創であると考えられる。その実現のためには、私たち一人ひとりの意識改革が不可欠である。

注

- (1) 2015年10月1日現在の日本における国民総人口(人口推計による)は約1億2,708万3000人、2015年12月末の在留外国人数(在留外国人統計による)は223万2,189人。よって、日本における居住外国人の割合は1.7%であるとする。
- (2) この法的地位の設置には、戦時中に韓国・朝鮮・台湾などの日本の植民地で日本国民とされた人たちが、敗戦後のサンフランシスコ平和条約(1952年)により、植民地ではなくなったことに伴い、日本国籍を離脱した在日韓国人・朝鮮人・台湾人とその子孫について、日本への定住性を考慮し、永住を許可するものである。

参考・引用文献リスト

- 金塚基. (2016). 「外国人家庭に対する地域の多文化共生取組み事例に関する一考察 ―地域づくりにおけるダイバーシティマネジメントの視点から―」、『交錯する比較文化学』（日本比較文化学会関東支部編）. 開文社出版.
- 経団連 経済政策本部. (2015.11.26). 「多文化共生社会の構築に向けて ―山脇明治大学教授に聞く／人口問題委員会企画部会」. Action (活動) 週刊 経団連タイムス.
- 総務省. (2006). 「多文化共生の推進に関する研究会 報告書 ～地域における多文化共生の推進に向けて～」. 総務省.
- 谷口真美. (2013). 『ダイバシティ・マネジメント 多様性をいかす組織』. 白桃書房.
- 馬越恵美子. (2011). 『ダイバーシティ・マネジメントと異文化経営 ―グローバル人材を育てるマインドウェアの世紀―』. 新評論.

特集：多様性と人の移動を考える —多文化共創と移民政策—

Special Issue: Rethinking Diversity and Human Migration :
Plural Perspectives on Multicultural Synergy and Migration Policies

執筆者プロフィール

川村 千鶴子：大東文化大学環境創造学部教授。博士（学術）。

移民政策学会理事、多文化社会研究会理事長。主要著書：『多文化教育を拓く』、『異文化間介護と多文化共生』、『移民政策へのアプローチ』、『「移民国家日本」と多文化共生論』、『3・11 後の多文化家族』（すべて明石書店、編著）。『自治体の外国人政策』（明石書店、共著）、『オセアニア学』（京都大学学術出版会、共著）、『多文化都市・新宿の創造—ライフサイクルと生の保障』（単著、2015 慶應義塾大学出版会）

郭 潔蓉：東京未来大学モチベーション行動科学部教授。博士（法学）。

台湾出身。ボストン大学大学院国際関係学専攻修士課程、筑波大学大学院社会科学研究所博士課程修了。大東文化大学外国語学部非常勤講師、ビジネス・ブレイクスルー大学・大学院教員を経て、現職。主要著書：『3・11 後の多文化家族』（共著）、『多文化社会の教育課題—学びの多様性と学主権の保障—』（共著）、『グローバル教育の現在（いま）』（共著）ほか。

久保山 亮：専修大学、立教大学・津田塾大学兼任講師。

東京大学大学院総合文化研究科修了。ドイツ・ビーレフェルト大学歴史学・社会学大学院修了。専攻は国際社会学、比較政治。近著、The Step by Step Change to Selective Immigration Policy—The Case of German Labor Migration Policy in Last Decade” (Paper for EUSA, Biannual Conference, 2015)、「ドイツにおける選別的移民政策—過去 10 年の移民政策改革を振り返る」（小井土彰宏編『移民受け入れの国際社会学』名古屋大学出版会、近刊）

レスタ, ダニエーレ：大東文化大学環境創造学部助教。博士（日本語学）。

イタリア・国立サレント大学大学院外国語外国文学研究科翻訳学専攻博士課程前期課程修了し、2014 年大東文化大学大学院外国語学研究科日本語文化学専攻博士後期課程修了。多文化社会研究会理事。専門は映像メディア論、比較文化学、翻訳論。

秋山 肇：日本学術振興会特別研究員 DC。国際基督教大学大学院博士後期課程。修士（平和研究）。第 29 回佐藤栄作賞優秀賞受賞。多文化社会研究会理事。訳書：*Statelessness Conventions and Japanese Laws: Convergence and Divergence* (2016, Office of the United Nations High Commissioner for Refugees).